

証券コード4326
2023年12月7日
(電子提供措置の開始日2023年11月30日)

東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル

株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長 石塚 純晃

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.intageholdings.co.jp/ir/stocks_info/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「インテージホールディングス」又は「コード」に当社の証券コード「4326」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご覧ください。



当日ご出席されない場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日(木曜日)午後5時30分までに、インターネット又は議決権行使書の郵送によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2023年12月22日(金曜日)
午後1時(受付開始 午後0時15分)

場 所

〒101-0022
東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル 12階 ラウンジ

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である者を除く)1名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

お知らせ

- ①電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ②株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使について

- ①インターネットによる方法と郵送による方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。
- ②インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の行使内容を有効といたしません。
- ③ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ④議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日前3日までに、その旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使について

当社定款第20条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は、委任状を当社にご提出いただく必要があります。

郵送による議決権の行使



行使期限 2023年12月21日(木曜日)午後5時30分到着分まで

*議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要する場合があります。確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

各議案に賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

株主総会への出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2023年12月22日(金曜日)午後1時(受付開始:午後0時15分)

場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル 12階 ラウンジ

当日ご出席される株主様へのお願い

- 同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。
- 当日は、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 会場が定時株主総会と異なっております。本招集ご通知の末尾に「株主総会会場ご案内図」を掲載しておりますので、ご高覧ください。
- 株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く）1名選任の件

当社の経営に関する的確な意思決定の体制の更なる強化を図るため、取締役（監査等委員である者を除く）を1名増員することとしたく、取締役（監査等委員である者を除く）1名の選任をお願いするものであります。本議案は、当社が2023年9月6日付で株式会社NTTドコモとの間で締結した資本業務提携契約に基づき付議させていただくものであります。

なお、監査等委員会は、候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しておりません。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は、次のとおりであります。

イシ	パン	ヒデ	キ	1970年12月18日生	新任
石	橋	英	城	満52歳	

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

1993年4月 株式会社電通入社
2011年4月 同社プラットフォーム・ビジネス局・事業2部専任部長
2014年7月 株式会社NTTドコモ出向
同社プロモーション部・戦略担当部長
2017年4月 株式会社電通帰任
同社事業企画局・プロジェクト推進部局長補兼部長
2018年7月 同社電通イノベーションイニシアティブ局長
2021年12月 株式会社NTTドコモ入社
同社マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、
パートナービジネス推進部次長
2022年7月 同社マーケティングイノベーション部長（現任）
株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社NTTドコモ マーケティングイノベーション部長
株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 取締役

取締役候補者とした理由

石橋英城氏は、株式会社NTTドコモのマーケティングイノベーション事業の責任者として、広告、マーケティング・コミュニケーション分野に関する豊富な経験と知見を有しております。このことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督を行う適切な人材と判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者の所有当社株式数は、2023年11月10日現在のものであります。
 3. 石橋英城氏は、当社の親会社である株式会社NTTドコモのマーケティングイノベーション部長を兼務しております。また、同氏は、過去10年間において、当社の親会社である株式会社NTTドコモのプロモーション部・戦略担当部長、マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、パートナービジネス推進部次長でありました。
 4. 当社は、石橋英城氏が原案どおり選任された場合、非業務執行取締役として、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていないが、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。石橋英城氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社の経営に関する監査・監督機能の更なる強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたし、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案は、当社が2023年9月6日付で株式会社NTTドコモとの間で締結した資本業務提携契約に基づき付議させていただくものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ナガ	イ	サトシ	1972年3月16日生	新任
永	井	理	満51歳	

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

1995年4月 エヌ・ティ・ティ北海道移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）入社
2018年7月 同社代理店営業室担当部長
2019年7月 同社グループ事業推進部事業企画担当部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社NTTドコモ グループ事業推進部事業企画担当部長

監査等委員である取締役候補者とした理由

永井理氏は、株式会社NTTドコモのグループ事業推進室を主務として、関係会社の経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しております。このことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者の所有当社株式数は、2023年11月10日現在のものであります。
 3. 永井理氏は、当社の親会社である株式会社NTTドコモのグループ事業推進部の事業企画担当部長を兼務しております。また、同氏は、過去10年間において、当社の親会社である株式会社NTTドコモの北海道支社営業部担当課長、マーケティング部担当課長、代理店営業室担当部長でありました。
 4. 当社は、永井理氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていないが、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。永井理氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新する予定です。

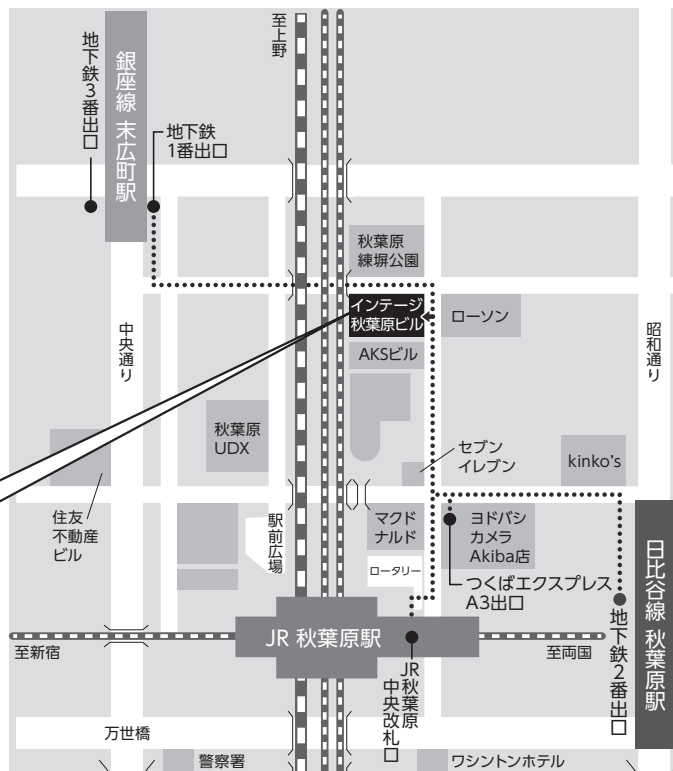
以 上

▶ 株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0022
東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル 12階 ラウンジ

※会場が定時株主総会と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通

JR線秋葉原駅

..... 中央改札口 徒歩3分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅

..... 2番出口 徒歩4分

東京メトロ銀座線末広町駅

..... 1番・3番出口 徒歩4分

つくばエクスプレス線秋葉原駅

..... A3出口 徒歩2分

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社インテージホールディングス

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
Tel. 03-5294-7411

